

平成24年12月13日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、16道府県の23人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を所管する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる支払督促や判決等が確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただけない状況です。11月22日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 16道府県 23人

(神奈川県3、埼玉県1、長野県1、大阪府3、京都府1、兵庫県2、和歌山県3、奈良県1、静岡県1、三重県1、広島県1、岡山県1、宮崎県1、沖縄県1、山形県1、北海道1) 数字は人数

※宮崎県、沖縄県での強制執行申し立ては初

※予告日は平成24年8月24日、9月21日および11月22日